

平成27年度

多子世帯向け中古住宅取得・リフォーム支援事業補助制度

多子世帯の皆様の子育てしやすい住環境の整備を支援します！！

補助対象経費

中古住宅の取得及びリフォームにかかる諸経費
(登記、住宅ローン、リフォーム瑕疵保険等に要する費用)

補助金額

最大50万円(詳細は裏面を参照)

補助を受けられる方

多子世帯の世帯主又はその配偶者であり、補助対象である中古戸建て住宅を取得又はリフォームする方

多子世帯とは

18歳未満の子が3人以上である世帯(18歳未満の子には、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び母子手帳の交付を受けている出産予定の子を含みます。)

補助の対象(以下のいずれかに該当)

多子世帯が中古戸建住宅を取得し、リフォームする場合

多子世帯が中古戸建住宅を取得する場合

多子世帯が居住する戸建住宅をリフォームする場合

- ※中古戸建住宅とは、補助金申請日において築後年数が2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅であり、居住の用に供することを目的として建築した一戸建ての住宅をいいます。
- ※リフォームはリフォーム瑕疵保険又は埼玉県リフォーム工事検査制度を利用する工事であること、県内のリフォーム業者(県内に本店又は営業所等を有する者)とリフォーム工事契約を締結することが必要です。
- ※原則として補助金の交付申請書を提出していただいた後に住宅購入やリフォームの契約書等を取交し、着工をしていただく必要があります。

補助対象となる住宅(以下のすべてに適合)

県内に立地する自己居住用かつ自己所有の中古戸建住宅であり、床面積が100㎡以上であるもの。

新耐震基準に適合しているもの、又は耐震改修等によりそれと同等の性能を有するものであることが確認できるもの。

申請受付開始日 **平成27年5月13日(水)**

※申請が予算額の範囲を超え次第、受付を終了します。

※補助申請書は住宅課の窓口[※]に直接提出していただきます。郵送、FAX、メールでの申し込みはできません。なお、住宅課へお越しの際は必ず事前連絡のうえ、予約をお願いします。

詳しくは住宅課web (<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1107/index.html>) へ!!

埼玉県のマスコット
コバトン



埼玉県都市整備部住宅課 総務・民間住宅・マンション担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話：048-830-5563 FAX：048-830-4888

◆補助対象ごとの補助金額及び補助対象経費

補助対象	住宅ローン の利用	補助金額 (上限額)	補助対象経費
中古戸建住宅を取得し、リフォームする場合	利用あり	50万円	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅と土地の登記、住宅ローンの利用、その他住宅の取得に係る諸経費 (例;登録免許税、司法書士報酬、ローン保証料、ローン事務取扱手数料、仲介手数料) ・リフォーム瑕疵保険又は埼玉県リフォーム工事検査に要する費用 (例;リフォーム瑕疵保険料及び検査料、埼玉県リフォーム工事検査料)
	利用なし	25万円	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅と土地の登記、その他住宅の取得に係る諸経費 ・リフォーム瑕疵保険又は埼玉県リフォーム工事検査に要する費用
中古戸建住宅を取得する場合	利用あり	40万円	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅と土地の登記、住宅ローンの利用、その他住宅の取得に係る諸経費
	利用なし	20万円	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅と土地の登記、その他住宅の取得に係る諸経費
居住する戸建住宅をリフォームする場合	利用なし	5万円	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム瑕疵保険又は埼玉県リフォーム工事検査に要する費用

◆手続きの流れ

